

地方消費税に関する検討会

— 報 告 書 —

平成 29 年 11 月

～ 目 次 ～

はじめに

1. 本検討会の設置と審議経過等

- (1) 本検討会の設置に至る経緯と設置の趣旨
- (2) 地方公共団体における動向

2. 地方消費税の清算制度の意義と役割

- (1) 地方消費税と清算制度
- (2) 清算基準の経緯

3. 今回の抜本の見直しの背景

- (1) 社会経済情勢の変化
- (2) 統計をめぐる動き
- (3) 見直しの必要性

4. 見直しに当たっての基本的考え方

- (1) 基本的考え方
- (2) 供給側統計を基本とした見直し
- (3) 供給側統計の利用方法の見直しに当たっての留意点
- (4) 今後の統計改革等への対応

5. 統計データの利用方法の見直し

- (1) 統計データの利用方法の基本的考え方
- (2) 最終消費を表していると考えられるデータの活用
- (3) 最終消費を表すデータとして利用することが適切でないと考えられるもの

6. 統計データのカバー率

7. 統計データのカバー外の代替指標

おわりに

参考資料

はじめに

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って行われた平成6年の税制改革の一環として、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、従来の消費譲与税に代えて新たに地方消費税が創設された。

地方消費税は、消費一般に薄く広く公平に負担を求める都道府県税であり、その税収を最終消費地に帰属させるための仕組みとして、我が国独自の清算制度が構築された。

平成9年4月にこの地方消費税が導入されて以来、地方の社会保障財源の確保等の観点から、偏在性が小さく安定的な地方の基幹税としての充実が図られ、最も重要な地方税源のひとつとして定着してきたところである。

地方消費税導入後20年を経過した今日、この清算に用いる清算基準について、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させる観点から、社会経済情勢の変化や統計改革等の状況を踏まえた抜本的な見直しを行うべき時期にある。

本検討会は、専門的見地から、清算制度の意義と役割を改めて検証しつつ、清算基準における統計データの利用方法や代替指標のあり方を見直し、あるべき清算基準についての検討を行うものである。

1. 本検討会の設置と審議経過等

(1) 本検討会の設置に至る経緯と設置の趣旨

社会保障と税の一体改革を通じ、地方の社会保障財源を安定的に確保する観点から、地方消費税の税率については、従来の消費税1%相当から、まず1.7%相当に引き上げ、さらに2.2%相当に引き上げることが決定された。この税収の引上げ分については、従来分の1%と異なり、社会保障財源として法律上の位置づけ¹も明確化されたところである。

これらの地方消費税の税率引上げに伴い、地方消費税の税収は、従来の2.8兆円程度から、6兆円を超える水準²にまで増加することとなる。この地方消費税については、その税収を最終消費地である都道府県に適切に帰属させる観点から、消費に相当する額に基づいた清算が行われることとなっている。この清算基準については、地方消費税が平成9年度に導入されて以来、抜本的な見直しは一度も行われていない。

その間、社会経済情勢や我が国の統計制度の状況は変化してきており、社会保障財源としての地方消費税の充実が図られる中、現行の清算基準によって適切な税収帰属が実現しているのかどうか、改めて統計データの利用方法等を見直すべきとの声が高まっている。

こうした背景から、平成29年度税制改正における与党税制改正大綱³において、以下のような検討事項⁴が明記されることとなった。

¹ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号。以下「税制抜本改革法（地方税）」という。）に明記。

² 消費税率1%を2.8兆円とした場合、2.2%相当の税収見込みは、6.16兆円となる。

³ 平成28年12月8日に決定。

⁴ 与党税制改正大綱のうち、「第三 検討事項」の14項目として明記。

平成 29 年度与党税制改正大綱（抄）（平成 28 年 12 月 8 日 自由民主党・公明党）

第三 検討項目

14 地方消費税の清算基準については、平成 30 年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

この大綱を踏まえ、平成 30 年度税制改正に向けて、地方消費税の清算基準の抜本的な見直しの検討を行うこととなったが、この基準の見直しは、結果的に都道府県間の税収帰属に影響を及ぼすことから、統計データの取扱いなどについて専門的見地からの検討が必要である。このため、総務省地方財政審議会の下に、本「地方消費税に関する検討会」を設置し、具体的な検討を進めることとなったものである。

本検討会においては、平成 29 年 4 月の設置以来、7 回の会合を重ね、事務局における統計データの精査作業なども踏まえながら、慎重に議論を進め、本報告書を取りまとめたところである。

（２）地方公共団体における動向

本検討会には、地方公共団体の意見を反映する観点から、全国知事会、全国市長会、全国町村会をそれぞれ代表する立場の委員にも参画いただき、議論を進めることとした。

この間、各ブロック単位や各都道府県単位で個別に様々な意見・提言を行う動きもあったが、特に全国知事会においては、地方消費税の清算基準の見直しについて、「地方税財源の確保・充実等に関する提言」の中において、以下のとおり意見が取りまとめられたところであり、本検討会においてもその内容が紹介され、議論が行われた。

地方税財源の確保・充実等に関する提言（抄）（平成 29 年 7 月 28 日全国知事会）

Ⅲ 税制抜本改革の推進等

2 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っており、清算基準である「消費に相当する額」については、消費指標として「商業統計調査」に基づく「小売年間販売額」と「サービス業基本調査」（平成 27 年度からは「経済センサス活動調査」）に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額を用い、これらにより把握できない部分については、消費代替指標として「人口」及び「従業者数」をそれぞれ同割合で用いてきたところである。

平成 27 年度税制改正においては最終消費地とは異なる事業所の所在地で計上されていると考えられる情報通信業等を、平成 29 年度税制改正においては同様の理由で通信・カタログ販売及びインターネット販売を、それぞれ清算基準に用いる数値から除外することとされた。こうした事業者の売上に関する指標である現行の統計データについて一定の見直しを行うとともに、「従業者数」の比率を引き下げ、「人口」の比率を高める見直しも行われたところである。

また、平成 29 年度大綱においては、「平成 30 年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見も踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。」とされたところである。

平成 30 年度税制改正に向けて、清算基準の見直しにあたっては、料理飲食等消費税等を整理統合して地方消費税が創設されたことや社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯、近年の社会経済情勢の変化等に留意しつつ、統計改革の動きも踏まえ地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として統計データの利用方法等の見直しを進め、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

2. 地方消費税の清算制度の意義と役割

(1) 地方消費税と清算制度

地方消費税が平成6年の税制改正で創設され、平成9年4月1日に導入されてから20年が経過した。地方分権の推進、地方福祉の充実等のため創設された地方消費税は、偏在性が小さく安定的な地方の基幹税としての役割を果たしてきた。少子高齢化の進展に伴い増加が見込まれる地方の社会保障財源として、ますますその重要性が高まっている。

地方消費税は、国の消費税と密接不可分の制度として仕組むこととされた⁵ものであり、国の消費税と同様に、各流通段階で事業者⁵に課税する一方、前段階税額控除の仕組みを採ることとして、その税負担を最終消費者に求める多段階の消費課税である。このため、仕向地原則に基づき、「最終消費地と税収帰属地」は一致することが求められる。

この「最終消費地と税収の帰属地の一致」については、例えば、課税資産が生産されてから、卸売等を経て、最終消費に至るまで、課税資産の譲渡等が全て同一都道府県内で完結する場合については、問題なく一致する。

一方で、生産・流通・消費過程が複数の都道府県にまたがる場合、「最終消費地と税収の帰属地の不一致」が生じることから、課税取引ごとに「県境税調整」を行う必要が生じる。しかしながら、これを実施するためには膨大な事務負担が生じることから、現実的な仕組みとして、地方公共団体間においてマクロ的な消費関連の指標により清算を行い、都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて按分した額を各都道府県における地方消費税収として帰属させることとし、「最終消費地と税収帰属地」を一致させるための調整を行うこととしたものである。

⁵ 例えば、地方消費税の賦課徴収については、国が消費税と併せて行うものとされている。(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の100〔貨物割の賦課徴収〕、法附則第9条の4〔譲渡割の賦課徴収の特例等])

したがって、地方消費税は税それ自体としては各地方公共団体が事業者
に課税することで完結し、この清算制度は地方公共団体の公金の受渡しに
過ぎないように見えるが、実際には最終消費地と税収の帰属地を一致させ
るための地方消費税の理論上不可欠な制度として構築されたものである⁶。

つまり、地方消費税と清算制度とが一体となって、最終消費地と税収帰
属地がマクロ的に一致し、地方消費税制度が地方独自の多段階型の消費課
税として成り立っており、かつ、これらの制度は、これまで 20 年にわた
って安定的に運営され、既に我が国に定着したものといえる。

(2) 清算基準の経緯

都道府県間の清算をする際には、都道府県ごとの「消費に相当する額⁷」
に応じて按分した額を各都道府県における地方消費税収として帰属させ
ることとしている。

創設時において、この「消費に相当する額」は、指標の正確性、客観性
等を考慮して、国の指定統計を利用して算定することとされ、具体的には、
商業統計調査（以下「商業統計」という。）における「小売年間販売額」及
びサービス業基本調査における「サービス業対個人事業収入額」を用いる
こととされた⁸。これらの統計で捉えられ得るのは「消費に相当する額」の
おおむね 4 分の 3 であったことから、残りの 4 分の 1 に該当する消費の数
値については、国勢調査における「人口」及び事業所・企業統計調査にお
ける「従業者数」を 1：1 で用いて、代替することとされた。

その後の統計改革により、現在は、サービス業基本調査は、経済センサ
ス活動調査に、事業所・企業統計調査は、経済センサス基礎調査に置き換
えられたが、その基本的な枠組みは創設時と同じである。

⁶ 「逐条解説 地方消費税」（平成 10 年 1 月、地方消費税研究会）8、9 頁参照

⁷ 法第 72 条の 114〔地方消費税の清算〕

⁸ 法第 72 条の 114 第 4 項〔地方消費税の清算〕、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以
下「令」という。）第 35 条の 20〔消費に相当する額の算定方法〕

一方、清算基準に利用する統計データについては、平成 27 年度税制改正において経済センサス活動調査から「情報通信業」、「旅行業」、「土地賃貸業」などを、平成 29 年度税制改正において商業統計から「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」を、それぞれ除外する一部見直しがされたほか、代替指標について、人口の割合を高める改正がなされている。

3. 今回の抜本の見直しの背景

(1) 社会経済情勢の変化

清算基準はその創設以来 20 年にわたり、部分的な見直しはされたものの、抜本的な見直しが行われることなく、現在まで運営されてきた。一方、この間、インターネットの著しい普及、商店街の衰退と大規模小売店・大型専門店等の伸長、サービス産業化の進展、様々な業務の集約やアウトソーシング化、外国人による旺盛なインバウンド消費など、モノやサービスの消費を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。

こうした社会経済情勢の変化を踏まえ、現在の清算基準で用いている統計データが最終消費を表す指標として適切かどうかについて、検証を行う必要がある。

(2) 統計をめぐる動き

清算基準の創設時から、サービスにおける消費額の把握については、サービス業基本調査における「サービス業対個人事業収入額」が利用されてきたところである。

平成 16 年サービス業基本調査において、新たに「飲食サービス業」が調査対象となったことにより、消費税導入以前に都道府県の料理飲食等消費税の主たる課税対象であったものが統計データとして活用できるようになった。

さらに、平成 24 年経済センサス活動調査からは、「不動産業」や「医療、福祉」などサービス業の調査対象業種が拡大された上に、調査対象事業所については、それまで一部の小規模事業所について、サンプル調査であったものが、全数調査に拡大された。

この結果、清算基準に用いられている小売とサービスの総額の割合は、創設当時の 144 兆円：35 兆円から、現行では 118 兆円：86 兆円と大きく変化した。このように、サービス業に係る統計の調査対象が大きく拡大してきたことを踏まえ、統計データの利用方法や統計データのカバー外の代替指標のあり方について、検証を行う必要がある。

(3) 見直しの必要性

地方の社会保障財源を安定的に確保する観点から、平成 26 年 4 月から地方消費税の税率は、消費税率換算でそれまでの 1%から 1.7%へと引き上げられた。さらに、平成 31 年 10 月からは地方消費税の税率を 2.2%へと引き上げることが法律で定められている⁹。

このように地方消費税が充実し、その総額が増えていく中、地方消費税の税収をより適切に、最終消費地に帰属させることが求められている。

今後とも安定的に地方消費税制度を持続・充実させていくためにも、抜本的に清算基準のあり方を検証し、見直しを行うべきである。

なお、地方消費税における市町村交付金については、創設以来、交付基準として人口と従業者数を 1 / 2 ずつ用いることとされており¹⁰、社会保障財源としての税率引上げ分については、人口で配分している。本検討会は、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させる観点から清算基準の検討を行うものであることから、市町村への交付基準については検討の対象としないこととした。

⁹ 税制抜本改革法（地方税）に明記。

¹⁰ 法第 72 条の 115 [地方消費税の市町村に対する交付]

4. 見直しに当たっての基本的考え方

(1) 基本的考え方

清算基準は平成9年度の制度導入以来、平成27年度税制改正及び平成29年度税制改正において、一部の統計データの除外を行うなどの見直しが行われたところであるが、統計データのカバー率（消費に相当する額のうち小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額を用いることとしている割合。以下「統計カバー率」という。）については、創設以来75%を維持したままであり、これまでの見直しは限定的なものにとどまっている。

2. で述べたような清算制度の意義と役割から、清算において使用する清算基準については、「消費に相当する額」を用いることが理論上不可欠である。今回の抜本的見直しに当たっては、この「消費に相当する額」として利用している統計データや代替指標が、最終消費を適切に表すものとなっているか検証することが必要である。

地方消費税の税収を帰属させるべき最終消費を把握するに当たっては、できる限り統計を活用し正確に最終消費の額を把握し、それをを用いることを基本とすべきである。一方、清算基準たる統計データとして利用することが適当でないものについては、それを除外する必要がある。その上で、正確に都道府県別の最終消費の額が把握できないものについて、わかりやすい代替指標を用いることとするべきである。

本検討会としては、こうした基本的考え方に立って、今回、地方消費税制度創設以来、初めてとなる抜本的見直しとして、統計データの利用方法、統計カバー率、統計データのカバー外の代替指標について、全般的な検討を行うこととする。

(2) 供給側統計を基本とした見直し

地方消費税は、消費型付加価値税であり、最終消費者を実質的な負担者とするものである。したがって、その税収は、仕向地原則に基づき最終消費地に帰属を図るべきである。県境税調整を行う機関を有さない我が国においては、統計から直接把握できる各都道府県における最終消費の額を用いて清算を行っている。

地方消費税の清算基準は、多額の税収の帰属を決定するものであることから、関係者が合理的であると納得できることが必要であり、清算基準に用いる統計データは、都道府県別の最終消費を的確に捉えたものである必要がある。

現在、都道府県ごとの消費状況に関連する統計としては、①需要者（消費者）側の統計（家計調査、全国消費実態調査等）、②供給者（事業者）側の統計（商業統計、経済センサス活動調査）が存在するが、以下のとおり、一定の限界・制約がある。

① 需要者（消費者）側の統計

需要者（消費者）側の統計とは、家計側から消費の実態を把握する統計である。我が国において得られる需要側の統計では、「家計調査」、「全国消費実態調査」等がある。この需要側統計から都道府県別の最終消費の額を捉えるアプローチ方策としては、サンプル世帯の家計消費支出に季節補正や世帯数補正など一定の推計を行う必要がある。また、いずれもサンプル調査であることから、抽出されたサンプル世帯の消費動向や、調査対象期間の消費動向の偏りが推計により拡大されてしまうおそれがある。

既述のように、清算基準は、多額の税収の帰属を決定するものであることから、客観的なものとして合意が得られること等が必要であることを踏まえると、需要側統計を清算基準に直ちに用いることは困難である。

また、都道府県別の最終消費等を把握する統計として、県民経済計算や都道府県別の産業連関表があるが、その推計方法は必ずしも全都道府県統一ではない¹¹こと等から、直ちに用いることは難しい。

② 供給者（事業者）側の統計

供給者（事業者）側の統計とは、財やサービスを供給する事業者側から消費の実態を把握する統計である。我が国において得られる供給側の統計では、「商業統計」及び「経済センサス活動調査」があり、それぞれ対象業種については全数調査で、都道府県別の「小売年間販売額」と「サービス業対個人事業収入額」を把握することができ、制度創設以来、清算基準に用いている。

この供給側の統計に関しては、対個人事業収入額が不明である業種や、そもそも調査対象となっていない業種があり、最終消費全てをカバーすることができないこと、原則として供給された場所（事業所の所在地）で計上される統計であることから、統計上の供給地と最終消費地の間にズレが生じることなどの課題が指摘されている。

このように、現行の統計には様々な限界や制約が存在するが、清算基準に求められる納得性、的確性等を踏まえれば、指摘される課題への対応を行いながら、今回の見直しについては、制度創設以来用いてきた供給側統計を引き続き利用せざるを得ず、これを基本として見直しを行うべきである。

（3）供給側統計の利用方法の見直しに当たっての留意点

地方消費税の清算基準は、多額の税収の帰属を決定するものであることから、①信頼性（客観的なものとして合意が得られるという観点から最終消費を的確に捉えていること）、②安定性（頻繁に見直す必要がない基準

¹¹ 「平成 25 年度県民経済計算年報」参照

であるべきとの観点から制度的に安定していること)、③簡素さ(対外的に公表している数値を用いるなど住民から見て税収の帰属がわかりやすいという観点から簡素であること)という3つの要件¹²を満たしていることが必要である。

(4) 今後の統計改革等への対応

現在、GDP統計の精度向上に向けた統計改革が進められている。この中で、商業統計については、平成31年度からその調査頻度を現行の5年ごとから、毎年実施に変更し、その調査方法も現在の全数調査からサンプル調査に変更する方向¹³で検討が進められている。

地方消費税の清算基準として用いる統計としては、都道府県ごとの最終消費を的確に捉える必要があることから、サンプル調査でない(全数調査である)ことが要件とされてきたことを踏まえれば、地方消費税の制度にも大きく影響する可能性がある。

一方、経済センサス創設時に、商業統計の簡易調査部分が統合されており、都道府県ごとの小売年間販売額の把握は可能である。経済センサスを充実させるという、これまでの統計改革の趣旨を踏まえ、経済センサスの小売業に係る統計が、現行の商業統計と同等以上のデータが得られる調査となるよう、統計のユーザーとして関係府省に対し、適切な対応を強く要請すべきである。

また、県民経済計算等については、その推計方法は必ずしも全都道府県統一ではないこと等から、直ちに清算基準として用いることは困難ではあるが、将来的に、需要側統計のサンプル規模の拡大や県民経済計算や都道府県別の産業連関表の全国統一的な作成といった統計の見直しが行われた場合には、改めて清算基準のあり方も検討されるべきである。

¹² 「地方消費税の清算基準に関する研究会報告書」(平成20年4月)39頁参照

¹³ 「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月) 2. GDP統計を軸にした経済統計の改善(7頁以降)参照

5. 統計データの利用方法の見直し

(1) 統計データの利用方法の基本的考え方

地方消費税において、税収の帰属地は、「最終消費地」とされるべきである。この場合の最終消費地とは、原則として、小売については、「実際に商品が使用（消費）された場所（主として「居住地」）」、サービスについては、「サービスの供給地」と考えるべきである。

統計データの利用方法の見直しに当たっては、まず最終消費を表すデータをできる限り活用するという観点に立った検討を行うとともに、統計の計上地と最終消費地にズレが生じているものがないかを検証し、清算基準として利用することが適当ではないものについては、これを除外すべきである。

また、非課税取引については、消費税の課税対象ではないことから、当該取引に係る課税仕入れ分（中間投入）が正確に把握できる場合を除き、清算基準から除外すべきである。

(2) 最終消費を表していると考えられるデータの活用

経済センサス活動調査の導入により、「建設業」などこれまで調査対象でなかった新たな業種の売上高が把握できるようになった。これらについては、都道府県ごとの対個人事業収入額は把握できないため、そのままでは清算基準に用いることができないが、所管省庁等が編集・作成している関連統計が存在する分野について、最終消費を表していると考えられるデータが新たに活用できないか、本検討会において以下のような検証を行った。

まず、「建設業」については、個人向けの住宅建設などにおける最終消費について、国土交通省の「建築着工統計調査」における「建築工事費予定額」に着目した。この統計からは、都道府県ごとに、建築主別のデータを得ることができるものの、同統計における対個人の工事費予定額には、

最終消費者ではない個人事業主分が含まれていること¹⁴、工事費予定額であって消費額ではないという問題が残った。

「電気業」、「ガス業」については、経済産業省資源エネルギー庁の「エネルギー消費統計調査」における「家庭」の消費量データ¹⁵を得ることができる。しかしながら、これらは消費「量」に過ぎず、消費「額」ではないため、清算基準として用いるためには一定の推計作業が必要となる。

「水道業」については、「地方公営企業決算状況調査」で都道府県ごとの売上高は把握できるが、対個人分は把握できない。

「情報通信業（通信業・放送業）」についても検討したが、個別の企業等の統計データは一部得られるものの、清算基準に活用することは困難である。

以上のようなことから、今回の検討において、新たに清算基準として活用できるデータは現時点では見当たらないという結論に達した。

なお、統計改革などを踏まえながら、今後ともこうした観点から、清算基準として利用可能な統計データがないかどうかの検証作業は定期的に行われるべきである。

（3）最終消費を表すデータとして利用することが適切でないと考えられるもの

現在、清算基準として利用している統計データについては、先述したとおり、以下の2つの視点に基づき、その利用が適切かどうかの検証を行う必要がある。

【視点 A】 統計の計上地と最終消費地にズレが生じているものがないかどうか

¹⁴ 調査上の定義として「個人」とは、「個人及び個人事業主」とされている

¹⁵ 電気（単位： 10^6 kWh）、ガス（単位： 10^3 MJ）

地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、最終消費地における消費額とするべきであり、統計の計上地と最終消費地にズレが相当程度発生しているものについては、除外すべきである。

【視点 B】 非課税取引等に関するものが含まれていないか

非課税取引については、消費税の課税対象ではないことから、課税仕入れ分（中間投入）が正確に把握できる場合を除き、除外すべきである。

本検討会においては、事務局を通じ、一般には開示されていない情報などについても関係府省や業界団体等の協力を得ながら、商業統計及び経済センサス活動調査の統計データを網羅的に精査した。

① 小売（商業統計）に関するもの

小売においては、税収を帰属させるべき「最終消費地」は、商品を購入した場所ではなく、実際に商品を使用（消費）した場所と考えるべきである。しかし、現在の清算基準では供給者側の統計を用いていることにより、統計の計上地と最終消費地にズレが生じている場合がある。

具体的なケースとしては、県境を越えた「持ち帰り消費」がある。例えば、A 県在住の人が B 県にある店舗で商品を購入し、A 県に持ち帰って使用（消費）する場合がある。この場合、本来税収が帰属すべき最終消費地は A 県であるにもかかわらず、売上げは B 県に計上されることとなる。

商業統計においては、商品（品目）分類別、商品販売形態別、業態分類別の小売年間販売額のデータがそれぞれ都道府県ごとに利用可能となっており、今回はそれぞれのデータごとに検証した。

検証の結果、商業統計における業態分類別のデータのうち、「百貨店」及び「家電大型専門店」における小売年間販売額について、その他の小売年間販売額のデータに比して、特定の都道府県に偏りがみられることが判明した。これらについては、関係業界へのヒアリング等を通じて、県境を越えた持ち帰り消費や県外への商品発送、免税となるインバウンド消費が相当程度含まれていることが確認された。

また、商品販売形態別のデータのうち、「自動販売機による販売」については、特定の都道府県に著しく偏っていることから、自動販売機の所在地ではなく、自動販売機を所有する企業等が一括して本社等に販売額を計上していると推定される。

これらについては、統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるため、統計データから除外する方向で検討すべきである。

なお、通信・カタログ販売、インターネット販売についても、消費者の最終消費地と異なる事業所の所在地で売上げが計上されていることから、既に過去の改正において除外することとしており、これらは引き続き除外することが適当と考えられる。

② サービス（経済センサス活動調査）に関するもの

サービスについては、サービスの供給地が最終消費地であることから、小売においてみられる持ち帰り消費のようなズレは発生しないように考えられるが、統計の計上地とサービス供給地が一致しないものがないかの検証を行った。

まず、「建物売買業」については、個人における主たる最終消費は購入したマンションに居住することであるが、関係業界へのヒアリングを通じ、A 県に所在する物件の契約について、B 県に所在する本社等の契約センターで行うケースや、全国のマンション売上げについて県境を越えたエリア単位で設置する事業所ごとに一括計上することで統計データも本社所在地に全て計上されているケースが非常に多いことが判明した。

また、「娯楽に付帯するサービス業」においては、いわゆるプレイガイドの事業者の対個人事業収入額が、全国のコンビニ端末などを通じたチケット等の売上げを本社で一括計上しているケースが確認できた。同業に含まれる場外馬券などについても同様である。

これらについては、統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるため、統計データから除外する方向で検討すべきである。

なお、既に除外済みの「旅行業」、「娯楽業」のうち競輪・競馬等¹⁶については、同じ観点から引き続き除外することが適当と考えられる。

「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」においては、貸事務所業を本業とする事業者が補完的に土地賃貸業や貸家業を営み、これらに関する収入（非課税）が、対個人事業収入額の多くを占めていること、また、「不動産管理業」においては、賃貸管理する物件に入居する個人からの家賃収入（非課税）が、対個人事業収入額の多くを占めていることが明らかになった。

これらについては、非課税取引に該当するため、既に除外済みの「土地売買業」、「土地賃貸業」、「貸家業、貸間業」と同様に、統計データから除外する方向で検討すべきである。

「医療、福祉」については、平成 24 年経済センサス活動調査への切替えに伴い、新たに病院等が調査対象に追加され、清算基準に算入されることとなった。しかし、現実には、その売上げは、主として診療報酬や介護報酬の対象で非課税であり、統計データから除外する方向で検討すべきである。

なお、課税仕入れに相当する部分については、清算基準として用いるべきという意見もあるが、課税仕入れの割合は、消費税率引上げに伴う過去の診療報酬改定等¹⁷に際して、サンプル調査等により分析された医療機関等の費用構造がひとつの参考となり得るものの、病院や診療所、診察科目などによっても異なり、都道府県ごとに把握することは現時点で不可能であるため、慎重に検討すべきである。

¹⁶ 経済センサス活動調査における「競輪・競馬等の競走場、競技団」

¹⁷ 平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引上げに伴う医療機関等の消費税負担上昇分について医療機関等の費用構造を踏まえ、改定率を定めたもの（診療報酬改定率：1.36%、介護報酬改定率：0.63%）

以上のような統計データのほかに、統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるものや非課税取引に該当するものがあれば、同様に除外する方向で検討すべきである。

6. 統計データのカバー率

地方消費税の清算基準においては、消費に相当する額のうち4分の3（75%）は、「小売年間販売額」及び「サービス業対個人事業収入額」という統計から直接把握できる金額が用いられている。

統計カバー率を75%とした地方消費税創設当時の考え方は、直近の国の消費税収から割り戻した課税ベースに対する「小売年間販売額」及び「サービス業対個人事業収入額」をそれぞれSNA補正¹⁸した数値の合計額の比率（以下「計算上のカバー率」という。）が約75%であることを踏まえたものである。

なお、このSNA補正に当たっては、持ち家の帰属家賃を控除することを検討すべきである。

この統計カバー率（75%）については、地方消費税制度の創設以降、統計データの更新や除外等を行ってきたが、創設当時の考え方に基づけば、75%の設定は、おおむね妥当であったことから、これまで変更は行っていない。

統計データの更新などに伴い、計算上のカバー率については、一定の変化があるが、清算制度の安定的運用の観点からは、統計カバー率の見直しは本来、頻繁に行われるべきものではない。

ただ、今回は制度創設以来の抜本的な見直しであることから、統計カバー率については、5.の統計データの利用方法の見直しを踏まえ、再計算し、新たに設定すべきである。

¹⁸ 国民経済計算の家計最終消費支出を用いて、統計の調査対象年と消費税の課税年度の調整を行うもの。（本報告書37頁「創設時における清算基準のカバー率の考え方」参照）

7. 統計データのカバー外の代替指標

地方消費税の清算基準については、「消費に相当する額」のうち、統計でカバーできない残りの4分の1（25%）については、「人口」及び「従業者数」を代替指標として用いている。

これらの代替指標は、消費譲与税の譲与基準として用いられてきたものであり、創設時においては、人口と従業者数の割合は、1：1（12.5%：12.5%）とされ、平成27年度税制改正及び平成29年度税制改正を経て、現行では、7：3（17.5%：7.5%）となっている。

代替指標は、地方公共団体にも、地方消費税の最終負担者である住民にもわかりやすい、簡素なものであることが必要である。このため、「人口」と「従業者数」という2つの選択肢以外に新たな指標を見出すことは、現時点では困難といえよう。

このうち、従業者数については、消費税の導入時に廃止された料理飲食等消費税の存在や、その後の消費譲与税の譲与基準などに従業者数が用いられた経緯を踏まえ、特にサービスに関する消費を代替する指標として用いられてきたものといえる。

しかしながら、今回は地方消費税の創設以来20年が経過し、抜本的な見直しを検討するものであり、地方消費税の税収をより適切に帰属させるという観点からすれば、改めて従業者数を用いる経過措置的な意義はもはや残っていない。

さらに、先述したとおり、サービス消費については、平成16年サービス業基本調査において、新たに飲食サービス業が調査対象となったこと、平成24年経済センサス活動調査から調査対象が全事業所となったことなど、地方消費税創設当初と比べてサービス統計の調査対象が大きく拡大し、清算基準におけるカバー内に移行している。このため、単にサービスの代替指標として従業者数を用いる、という考え方は見直されるべきである。

カバー外の代替指標として何が適切なのかを考えるためには、カバー外にどのような業種や消費が存在するかを検証する必要がある。

まず、最終消費を表しているデータの活用の際に検討した、建設業、電気・ガス・水道業、情報通信業などに関しては、人口との相関関係が強い。

運輸業については、対個人事業収入は、旅客や個人向け荷物の輸送などが主体であろうが、サービスの供給地を旅客は出発地、輸送は到達地と考ええると、居住地、つまりは人口と比例的と考えることもできよう¹⁹。旅行業についても同様である。

以上に加え、インターネット販売など過去の改正で除外済みの小売については、従業者数よりも人口を代替指標と考えるほうが適当であることなどを考えると、カバー外に存在すると推定される消費の代替指標としては、人口が最も適当であると考えられる。

以上のことから、統計データのカバー外の代替指標については、人口が最も簡明で適当であることから、人口を基本として考えるべきであり、従業者数については、清算基準に用いないこととする方向で検討すべきである。

¹⁹ 「地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会報告書」（平成 22 年 1 月）14、15 頁参照

おわりに

本格的な人口減少社会に直面しつつある我が国において、少子高齢化への対応だけでなく、活力あふれた地域の創造、将来を支える人材の育成など、取り組むべき課題は山積している。

そうした中、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供するための財源をどう確保していくかは、常に最大の課題として存在している。

地方消費税は、国の消費税と同様、薄く広く、最終消費者に負担を求める税であると同時に、清算制度と一体的に運用されることを通じ、最も安定的で偏在の少ない地方税である。

この清算を行うための清算基準は、最終消費者が負担した税を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるために極めて重要なものであり、負担者にも都道府県にも理解しやすく、かつ、納得され得るものでなければならない。

地方消費税率の更なる引上げが平成 31 年 10 月に迫る中、地方消費税の創設以来初めてとなる抜本の見直しについて本検討会では慎重に議論を進め、本報告書を取りまとめた。

平成 30 年度税制改正においては、本報告書の趣旨を踏まえ、具体的な成案が得られることを期待している。

参 考 资 料

「地方消費税に関する検討会」開催要綱

1. 趣 旨

与党税制改正大綱における記述を踏まえ、地方財政審議会に「地方消費税に関する検討会」を設置し、地方消費税の清算基準等について検討を進める。

2. 名 称

本検討会は、「地方消費税に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 構 成

- (1) 関連する分野の学識経験者として、別紙に掲げる地方財政審議会特別委員(地方財政審議会令第2条第2項に基づき総務大臣が任命)を検討会の構成員とする。
- (2) (1)の者に加え、地方財政審議会委員及び別紙に掲げる地方公共団体関係者をもって、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 検討会に座長を置き、地方財政審議会会長があらかじめ座長を選任する。
- (2) 検討会は、座長が運営する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

地方消費税に関する検討会

(敬称略)

(地方財政審議会委員)

堀 場 勇 夫 会長
 植 木 利 幸
 鎌 田 司
 中 村 玲 子
 宗 田 友 子

(地方財政審議会特別委員)

上 村 敏 之 関西学院大学学長補佐・経済学部教授
 関 口 智 立教大学経済学部教授
 辻 琢 也 一橋大学理事・副学長
 中 里 透 上智大学経済学部准教授
 林 正 義 東京大学大学院経済学研究科教授
 ◎持 田 信 樹 東京大学大学院経済学研究科・研究科長/経済学部長
 望 月 正 光 関東学院大学経済学部教授
 吉 村 政 穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

(地方公共団体関係者)

石 井 隆 一 富山県知事 (全国知事会地方税財政常任委員会委員長)
 高 橋 正 樹 富山県高岡市長 (全国市長会都市税制調査委員会委員長)
 山 崎 親 男 岡山県鏡野町長 (全国町村会財政委員会委員長)
 (※第1回～第4回)
 遠 藤 栄 作 福島県鏡石町長 (全国町村会財政委員会副委員長)
 (※第5回～第7回)

◎=座長

地方消費税に関する検討会 開催実績

第1回：平成29年4月25日（火）

- （1）地方消費税の清算基準について（制度概要、最近の動向等）
- （2）自由討議

第2回：平成29年6月2日（金）

- （1）各種統計の現状
- （2）過去の研究の概要
- （3）統計改革と地方消費税の清算基準の関係

第3回：平成29年6月23日（金）

- （1）地方政府の付加価値税・売上税等に関する外国事例
- （2）カナダ HST の州への配分について

第4回：平成29年7月25日（火）

統計による最終消費の捉え方

第5回：平成29年9月22日（金）

論点の整理

第6回：平成29年10月25日（水）

論点の整理

第7回：平成29年11月13日（月）

報告書のとりまとめに向けて

地方消費税創設までの経緯

昭和52年度～

一般消費税構想

「今後の税制のあり方についての答申」(政府税制調査会、昭和52年10月)(抄)

このように所得税及び個人住民税の負担増加を求めることに限界があるとすれば、今後一般的な税負担の増加を求める方策としては、最終的には、広く一般的に消費支出に負担を求める新税を導入することを考えざるを得ないと判断される。

(略)一般消費税の導入について、今後さらに具体的な検討を積極的に進めることが必要であり、政府としてもその導入について国民に十分な理解を求めるため格段の努力を払うべき段階に至っていると考える。

「昭和54年度の税制改正に関する答申(一般消費税大綱)」(政府税制調査会、昭和53年12月)(抄)

新税のうち地方団体へ配分される額の一部を新たに設ける地方消費税(道府県税、仮称)とする。

地方消費税の課税標準は、納税者の便宜を考慮し、一般消費税(国税)の税額とする。

昭和54年10月 衆議院議員選挙

昭和61年度～

売上税構想

「昭和62年度の税制改正に関する答申」(政府税制調査会、昭和61年12月)(抄)

新しいタイプの間接税として具体的にどのような類型を採用することが適切かについては、幅広い観点から検討した結果、抜本答申でとりあげられた三類型のうち産業経済に中立的で制度として最も優れている日本型付加価値税を基礎とし、我が国の取引慣行等になじむよう工夫した簡素な前段階税額控除方式(税額票による)を採用した売上税を導入し、昭和63年1月1日から実施することが適当であると考えられる。

(略)売上税への吸収の結果生ずる地方間接税の減収を含め、税制改革における個人所得課税等の減税による地方税及び地方交付税の減収を補てんするため、売上税の収入額の一定割合を人口等一定の基準により都道府県及び市町村に対し譲与するとともに、売上税を地方交付税の対象税目とすることが適当である。

昭和62年5月 税制改革法案 廃案

昭和63年度～

消費税・消費譲与税の導入(平成元年4月施行)

「税制改革についての中間答申」(政府税制調査会、昭和63年4月)(抄)

個別間接税の課税品目の拡大や単段階課税の導入にはそれぞれ問題があるとの結論に至り、結局、望ましい間接税のあり方としては、多段階課税、即ち、事業者による財貨の販売やサービスの提供の各段階の売上げに対して課税を行い、各事業者がその税額を財貨・サービスの価格に上乗せすることとし、最終的には消費者に負担を求めるという方式が適当であると考えたところである。

(略)新消費税の導入に当たっては、(略)当調査会の答申の経緯等を踏まえ、その一部を地方財源として配分することが適当であるとする意見があった。しかし、新消費税の一部を地方の間接税とすることについては、制度の簡素化の要請、納税者等の事務負担の問題等があるので適当ではないとする意見が多かった。したがって、新消費税の地方団体への配分は、他の方法によって行うことが適当である。

昭和63年12月 税制改革関連法案 成立

平成5年度～

地方消費税の導入(平成9年4月施行)

「今後の税制のあり方についての答申」(政府税制調査会、平成5年11月)(抄)

地方消費税を含めた地方税源の問題は、(略)今後、消費税のあり方の見直しと平行し、検討を加えることが必要であると考えられる。

「地方税源問題についての検討結果」(政府税制調査会地方税財源問題ワーキング・グループ、平成6年5月)(抄)

地方消費税については、課税標準等を国と同一とするとともに、分割事業者については、本店所在の都道府県に一括申告納付することを認めるなどの簡素化により、納税義務者の事務負担の軽減を図る。また、従来課題とされた国境税調整の精算のためのシステムを構築し、技術的問題点の解決を図る。

「新しい連立政権の樹立に関する合意事項」(自民党、日本社会党、新党さきがけ、平成6年6月)(抄)

現行消費税の改廃を含む総合的改革案を提示し、国民の理解を得て、今年中に関連法案を成立させるよう努力する。併せて、地方自治体の自主税財源を新たに確保し、福祉充実の政策を推進する。

内閣官房長官、大蔵大臣、自治大臣合意(平成6年9月)(抄)

- ・地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図ることとし、現行の消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める「地方消費税」(仮称)を道府県税として創設する。
- ・地方消費税の賦課徴収は納税者の事務負担等を勘案して、当分の間、国が消費税と併せて行う。
- ・都道府県はその税収を消費に関連する一定の基準により、都道府県間で清算する。

「税制改革大綱」(自由民主党、日本社会党、新党さきがけ、平成6年9月)(抄)

- ・国の消費税の税率3%を4%に引き上げる。
- ・地方税源の充実のため、地方消費税を創設し、国の消費税額の25%(消費税1%相当)とする。
- ・都道府県は、地方消費税の消費課税としての性格にかんがみ、消費に関連した基準により都道府県間において清算を行う。

平成6年11月 税制改革関連法案 成立

地方消費税の清算基準に用いている統計について

| 清算基準に用いている指標 | 小売年間販売額 | サービス業対個人事業収入額 | 人口 | 従業者数 |
|-------------------------|---|---|---|--|
| 統計調査の名称 | 「商業統計調査」 | 「経済センサス-活動調査」 | 「国勢調査」 | 「経済センサス-基礎調査」 |
| 調査実施省庁 | 経済産業省 | 総務省・経済産業省 | 総務省 | 総務省 |
| 調査開始年度 | 昭和27年度 | 平成23年度 | 大正9年度 | 平成21年度 |
| 調査周期 | 隔年→3年ごと→5年ごと(H9～)→ 経済センサス-活動調査の2年後 (H23～) | 5年ごと | 5年ごと | 5年ごと |
| 調査対象 | 卸売・小売業の全事業所 | 全産業の全民営事業所(注) | 全世帯 | 全産業の全事業所(注) |
| 調査方法 | 全数調査 | 全数調査 | 全数調査 | 全数調査 |
| 現在使用中の調査 | 平成26年商業統計調査 | 平成24年経済センサス-活動調査 | 平成27年国勢調査 | 平成26年経済センサス-基礎調査 |
| 内容 (清算基準に関しての 特徴) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 卸売業者による小売販売額、小売業者による小売販売額のそれぞれを把握可能。 ○ 清算基準においては、商品販売形態が「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」であるものの額を控除して用いている(平成29年度改正)。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済センサス-活動調査の創設に伴い、当該調査の中で、サービス業基本調査の必要な調査事項を把握。 ○ 清算基準においては、サービス関連産業B(※)及び医療・福祉に関する統計を利用 (※)サービス関連産業B <ul style="list-style-type: none"> ・不動産業 ・宿泊業、飲食サービス業 ・学術研究、専門・技術サービス業 ・生活関連サービス業、娯楽業等 ○ 土地売買業、情報通信業等の額を除外して用いている(平成27年度改正)。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 10年ごとの大規模調査だけでなく、その中間年に行われる簡易調査も清算基準に反映させている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所・企業統計調査の後継調査。 |

(注) 農業・林業、漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの等を除く。

商業統計調査（基幹統計調査）の概要

| 項目 | 内 容 | |
|---------|--|-------------|
| 1. 調査機関 | 経済産業省 | |
| 2. 目的 | 商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ること。 | |
| 3. 対象 | 【地域】 全国 【単位】 事業所 【属性】 日本標準産業分類に掲げる「大分類I-卸売業、小売業」に属する全国の事業所。 【調査対象数】 約141万事業所 平成26年調査結果 | } 全数調査 |
| 4. 調査事項 | 【卸売業・小売業】 事業所の名称及び電話番号、所在地、経営組織及び資本金額又は出資金額、本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号、事業所の開設時期、従業者数等、年間商品販売額等、年間商品販売額の販売方法別割合 【小売業に限っての事項】 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合、セルフサービス方式採用の有無、売場面積、営業時間等、来客用駐車場の有無及び収容台数、チェーン組織への加盟の有無 【法人事業所に限っての事項】 年間商品仕入額の仕入先別割合、年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合、企業全体の商業事業所に関する事項、商業事業所数、従業者数、年間商品販売額、年初及び年末商品手持額、年間商品仕入額、電子商取引の有無及び年間商品販売額・年間商品仕入額に占める割合 | |
| 5. 周期 | 【調査周期】 5年（経済センサス活動調査の2年後） | 【調査期日】 7月1日 |
| 6. 公表時期 | 平成27年12月25日（平成26年7月1日調査） | |
| | (参考) 第1回 昭和29年11月（昭和27年9月1日調査） | |
| 7. 調査予定 | 平成31年度より年次調査化を目指して検討 | |
| 8. 備考 | [法的根拠] 統計法による基幹統計「商業統計」の作成を目的として、「商業統計調査規則」に基づいて実施。 | |

経済センサス-活動調査（基幹統計調査）の概要

| 項 目 | 内 容 |
|----------|--|
| 1. 調査機関 | 総務省・経済産業省 |
| 2. 目 的 | 我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。 |
| 3. 対 象 | 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所及び国、地方公共団体の事業所等を除く全国全ての民営事業所及び企業（全数調査） |
| 4. 調査事項 | 【産業共通事項】 名称、所在地、経営組織、従業者数、事業の内容、資本金、決算月、売上（収入）金額、費用、事業別売上高、設備投資額 など 【産業特性事項】 製造品出荷額、年間商品販売額、売場面積、特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等 など |
| 5. 周 期 | 5年（直前の同調査を行った年から5年目に当たる年に実施） |
| 6. 直近の公表 | 平成24年2月1日調査（平成26年2月26日公表）（第1回） |
| 7. 次回調査 | 平成28年6月1日調査（平成30年3月公表予定）（第2回） |
| 8. 備 考 | [法的根拠] 基幹統計「経済構造統計」の作成を目的として、統計法に基づく基幹統計調査として実施。 |

【出典】総務省広報資料『日本の未来をつくる「統計」』、統計局HPを基に自治税務局作成

地方消費税の清算基準の見直し（平成27年度改正）

〈見直し内容〉

- ① サービス業に係る統計について、平成24年経済センサス活動調査に基づく調査に置き換えるとともに、事業者の所在地で計上されていると考えられる情報通信業等を除外する。
- ② 人口及び従業者数を用いる割合について、人口・従業者数ともに12.5%ずつから、人口15%、従業者数10%に変更する。

《改正前》

| 指 標 | ウエイト |
|--|-------|
| 「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額 （サービス業基本調査）」 の合算額 | 75% |
| 「人口（国勢調査）」 | 12.5% |
| 「従業者数（経済センサス基礎調査）」 | 12.5% |



《改正後》

| 指 標 | ウエイト |
|---|------|
| 「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額 （経済センサス活動調査）」 の合算額 | 75% |
| 「人口（国勢調査）」 | 15% |
| 「従業者数（経済センサス基礎調査）」 | 10% |

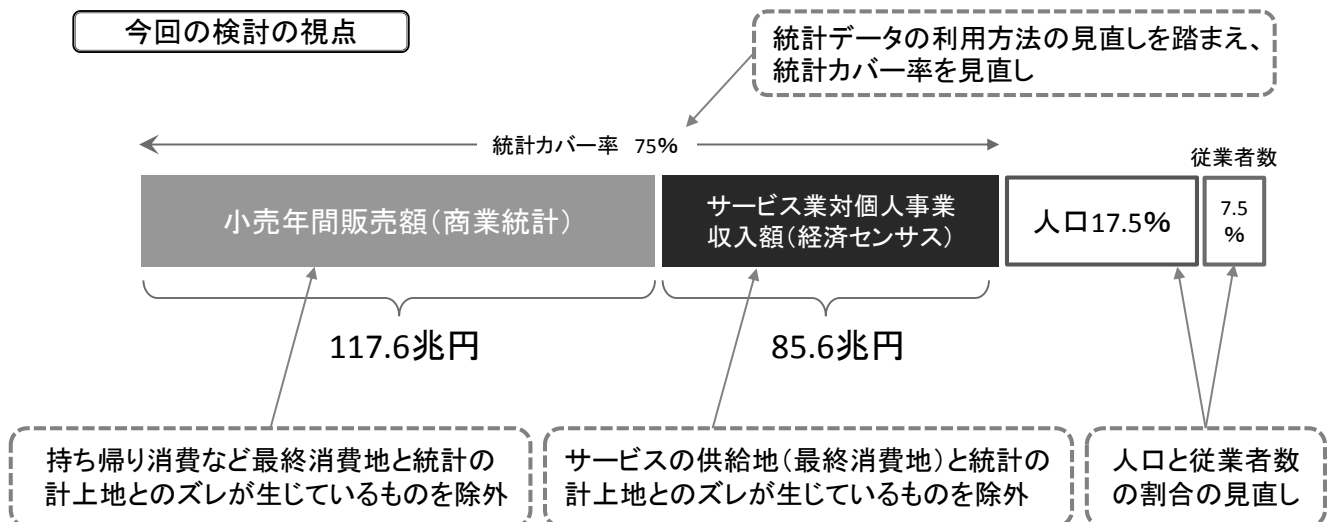
地方消費税の清算基準の見直し（平成29年度改正）

〈見直し内容〉

- 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。
 - ① 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する。
 - ② 人口及び従業者数を用いる割合について、人口15%、従業者数10%から、人口17.5%、従業者数7.5%に変更する。

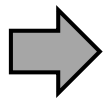
| 指 標 | ウェイト | | 《改正後》 |
|---|------------|---|--------------|
| 「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額 | 75% | ➔ | 75% |
| 「人口（国勢調査）」 | <u>15%</u> | | <u>17.5%</u> |
| 「従業者数（経済センサス基礎調査）」 | <u>10%</u> | | <u>7.5%</u> |

清算基準の見直し（今回の検討の視点）

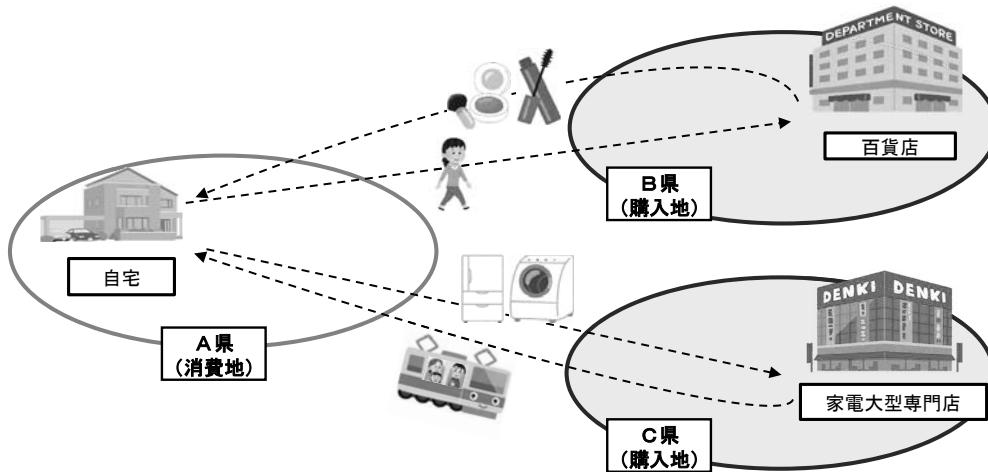


【業態分類別】百貨店、家電大型専門店について

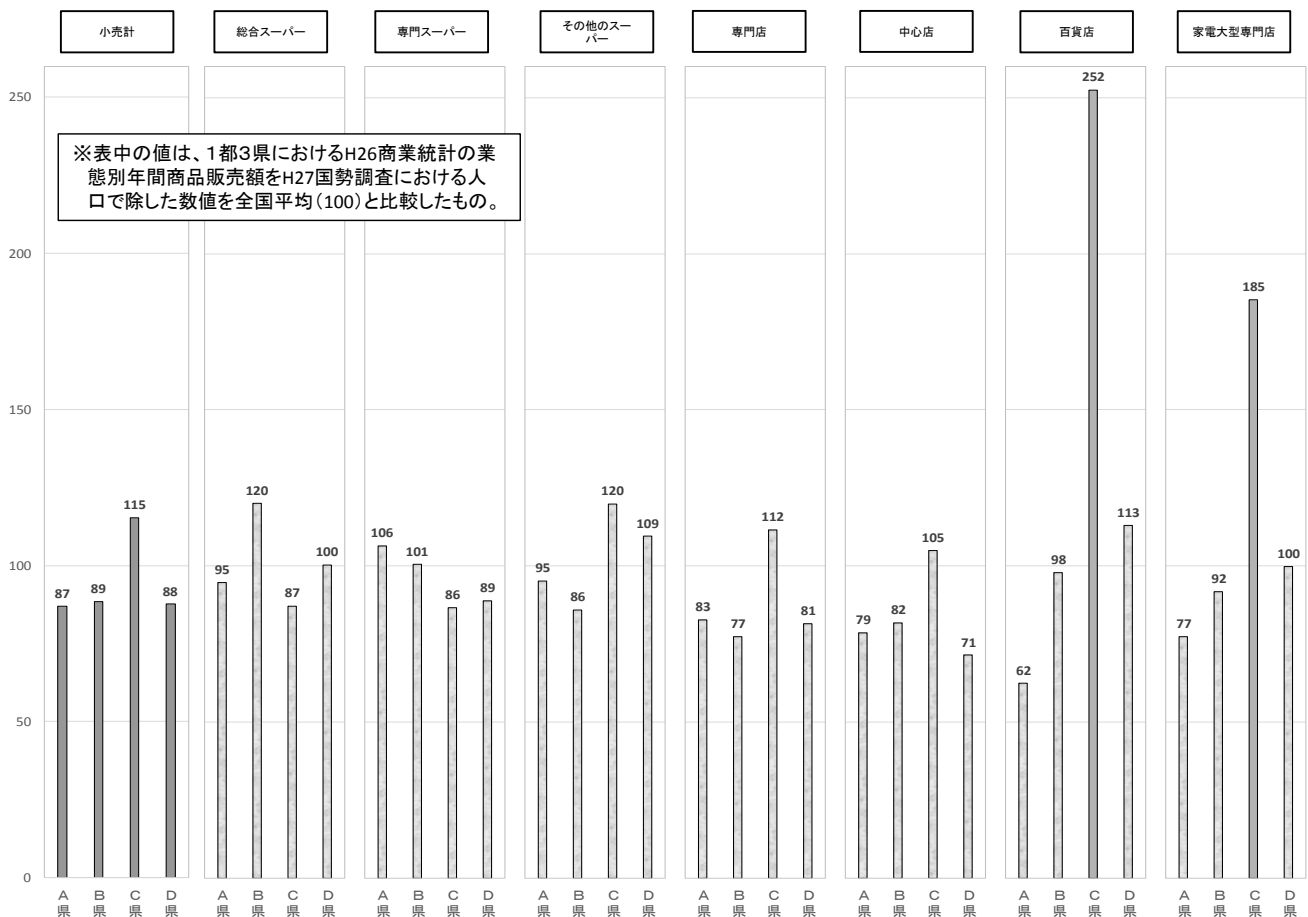
○業態分類別…百貨店、総合スーパー、家電大型専門店等の業態ごとに分類したもの



特定の業態の年間商品販売額において大都市にシェアが集中しており、持ち帰り消費やインバウンド消費の影響を受けており、除外すべき。



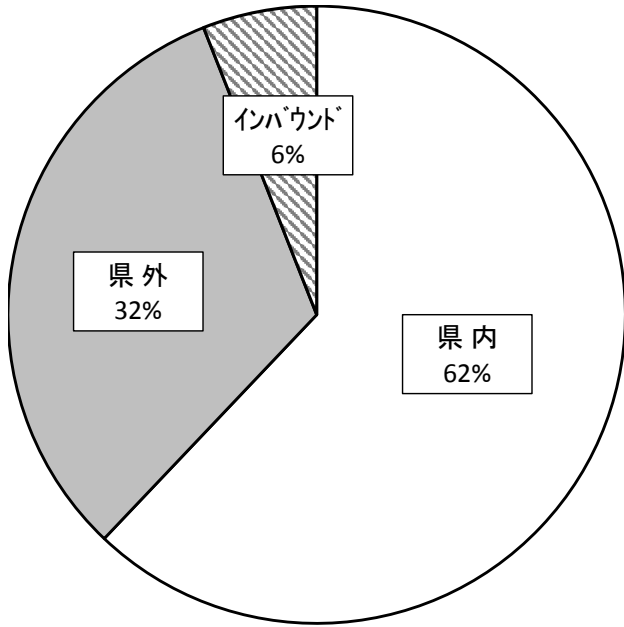
首都圏における業態分類別の1人あたり年間商品販売額の状況



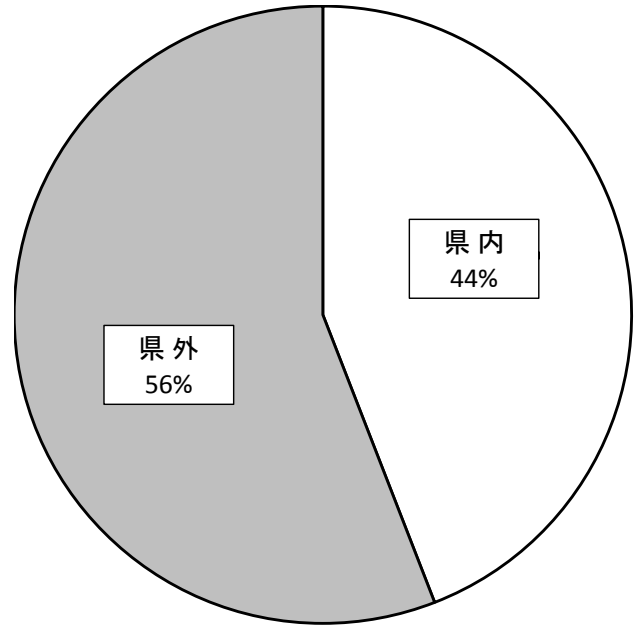
百貨店業界におけるある県での営業状況について

○ ある県で営業している百貨店に係る持ち帰り消費やインバウンド消費の割合は以下の通りとなっている。 ※数値は回答のあった各社の平均値

【表1】顧客在住地別の売上額



【表2】購入商品の発送先



【出典】自治税務局にてアンケート調査

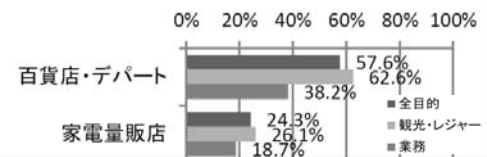
インバウンド消費の状況について

○ 訪日外国人の消費動向調査によれば、訪日外国人による旅行消費額は

- ・平成24年 1兆 861億円
- ・平成25年 1兆4167億円
- ・平成26年 2兆 278億円
- ・平成27年 3兆4771億円
- ・平成28年 3兆7476億円

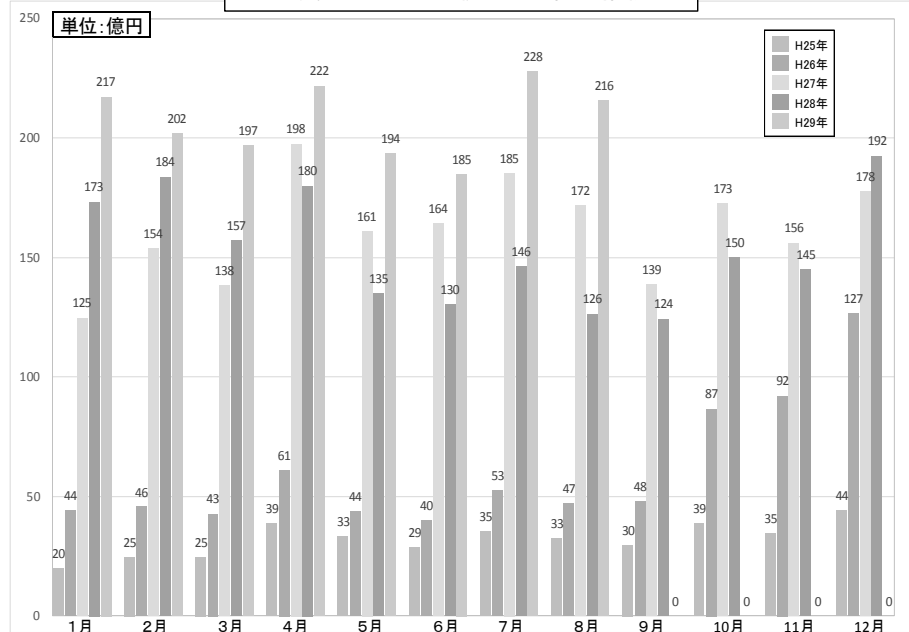
と顕著に伸びている。

○ また、一定の訪日外国人が百貨店・デパート、家電量販店で買物を行っている。



【出典】訪日外国人消費動向調査(観光庁)

百貨店における免税総売上高の推移



【出典】百貨店協会資料を基に自治税務局作成

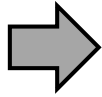


平成29年8月の免税売上高(約216億円)から換算すると、年間の免税売上高は約2600億円となり、これは百貨店の業態の小売年間販売額(4.9兆円)の約5.3%に相当する。

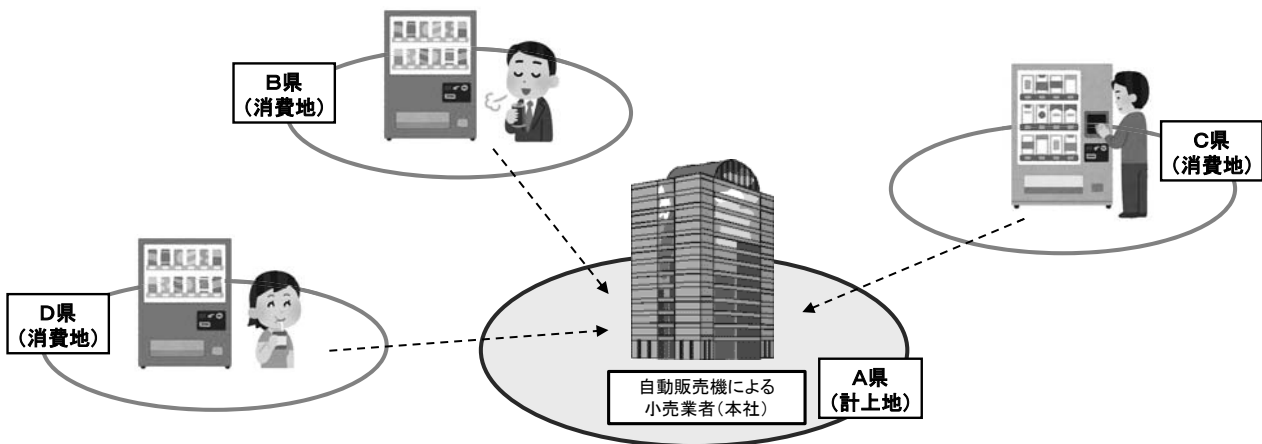
【販売形態別】 自動販売機による販売について

○産業分類別の商品販売形態別

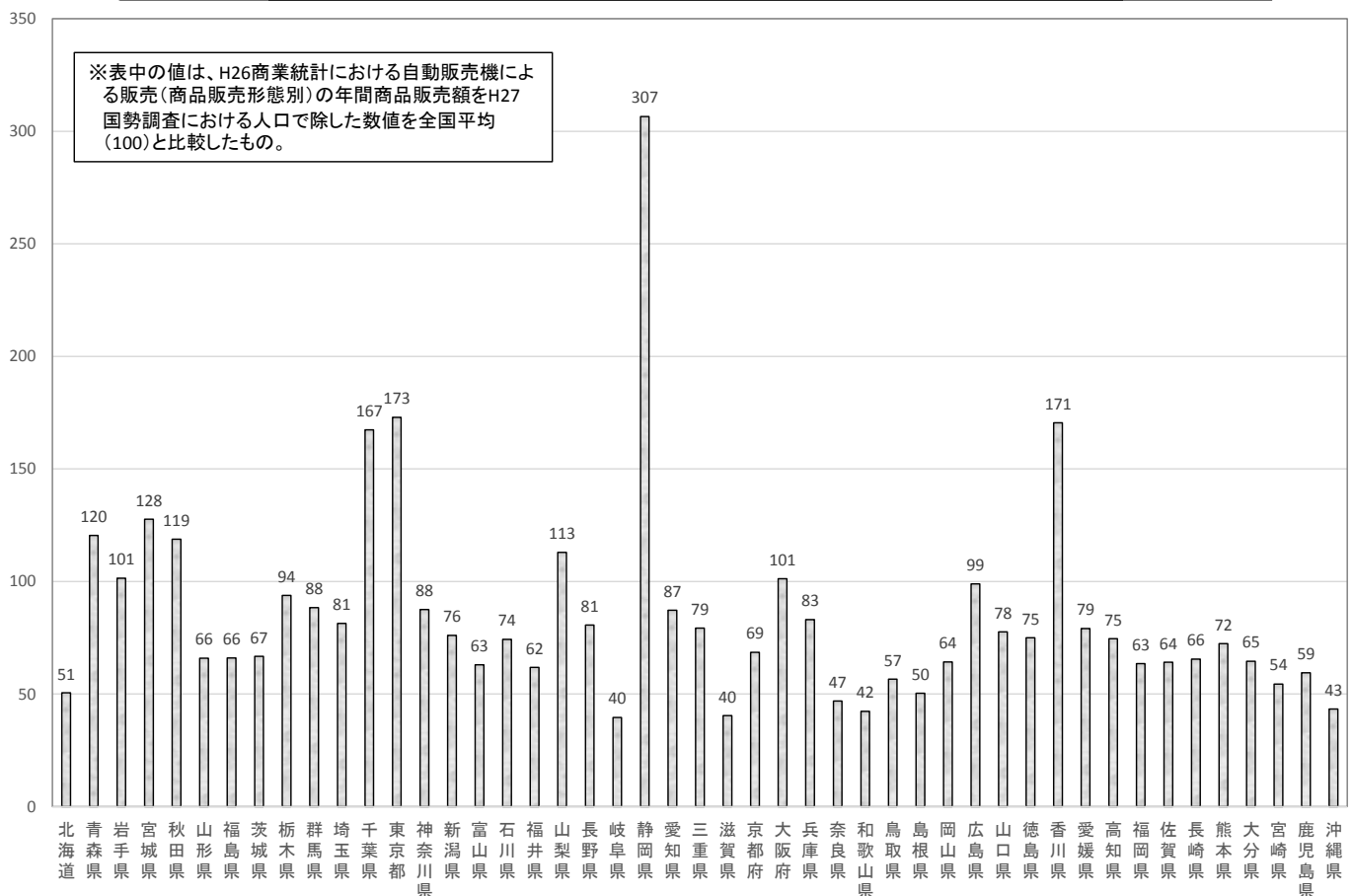
…店頭、通信・カタログ、インターネット、自動販売機など、商品の販売形態別に分類したもの



H29改正で除外することとした「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」と同様に統計の計上地と最終消費地のズレが発生していると考えられる「自動販売機による販売」については除外すべき。



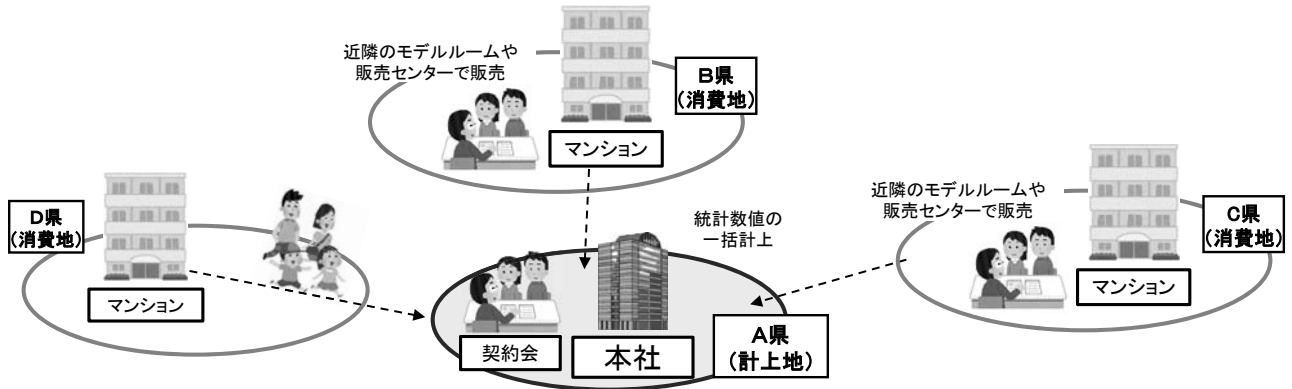
自動販売機による販売の1人あたり年間商品販売額の状況



建物売買業について

○建物売買業を主たる業とする事業者へのヒアリング等において下記の点が確認できた。

- ・ 大規模分譲物件については、本社等の契約室(センター)で契約を行っている。
- ・ 物件近隣のモデルルームや販売センターで販売契約を行っているが、あくまで臨時的に設置している事務所であるため、全国の事務所での売上げを経理部門がある本社で一括して計上している。
- ・ 土地代(非課税取引)についても、建物売買業における売上げに含めて計上している。

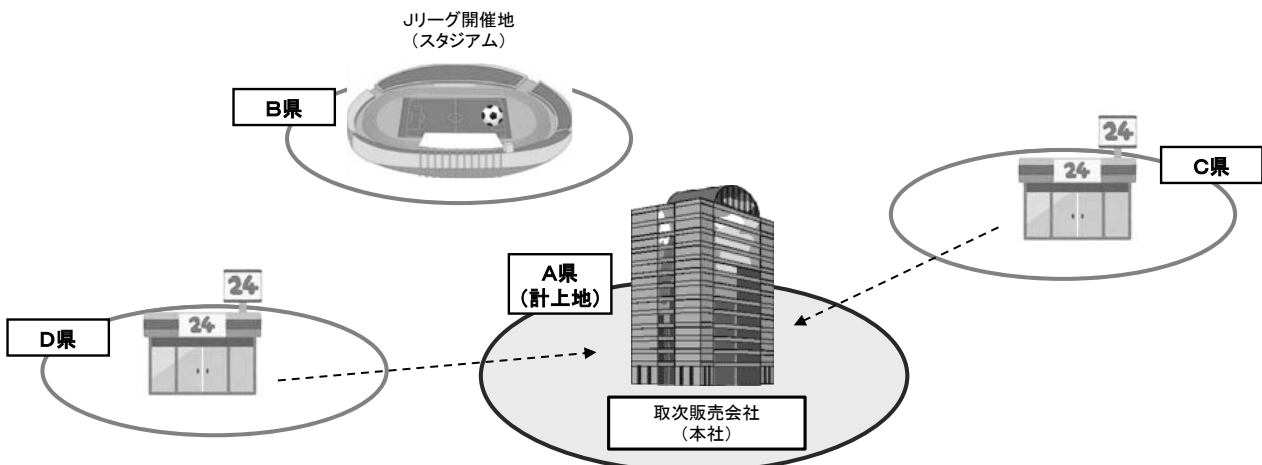


統計の計上地とサービスの供給地(最終消費地)とのズレが相当程度発生しており、また、売上げの中に非課税取引が相当程度含まれていることから除外すべき。

娯楽に附帯するサービス業について ①プレイガイド

○プレイガイド(チケット予約・発券業務代行業)を主たる業とする事業者へのヒアリング等において、下記の点が確認できた。

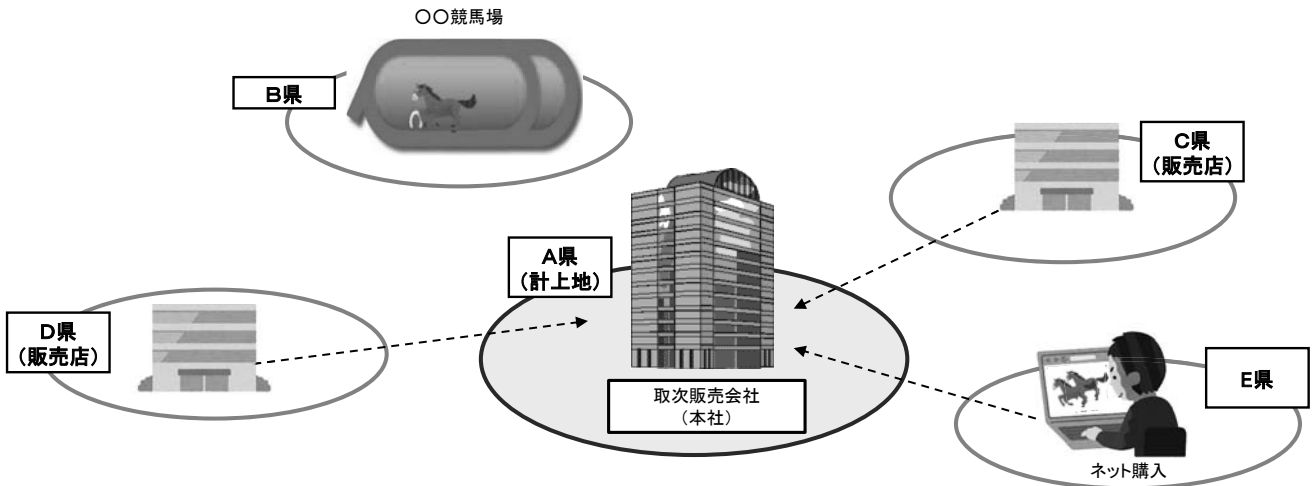
- ・ 全国の取次販売(コンビニ設置端末等)に係る売上げを本社で一括して計上している。



娯楽に附帯するサービス業のうち、プレイガイドにおいては、統計の計上地とサービスの供給地(最終消費地)とのズレが相当程度発生しており、除外すべき。

娯楽に附帯するサービス業について ②場外馬券・車券の取次販売

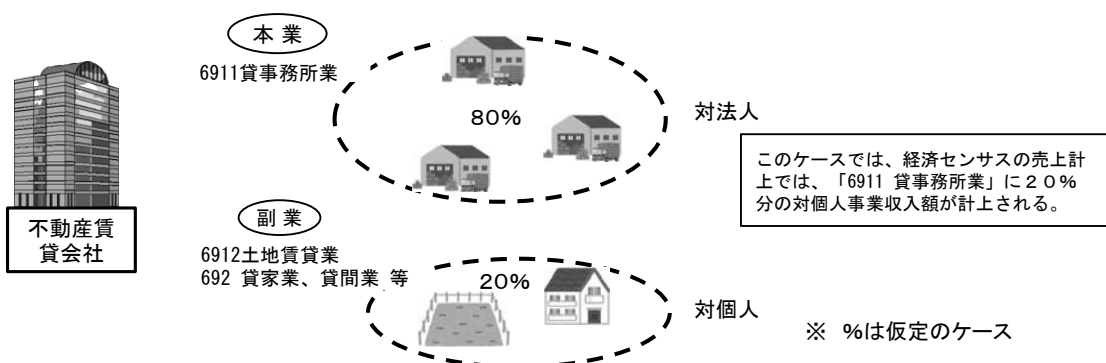
- 場外馬券の取次販売を主たる業とする事業者へのヒアリング等において、下記の点が確認できた。
 - ・ 出入金システムの関係から全国の場外馬券場に係る売上げを本社で一括して計上している。
 - ・ 近年、インターネットによる販売が増加しており、馬券販売額全体の約6割を占めている。



娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券・車券の取次販売においては、統計の計上地とサービスの供給地（最終消費地）とのズレが相当程度発生しており、また、消費税が不課税であること（H27改正で競馬場、競輪場については除外済み）から、除外すべき。

不動産賃貸業（貸家業・貸間業を除く）について

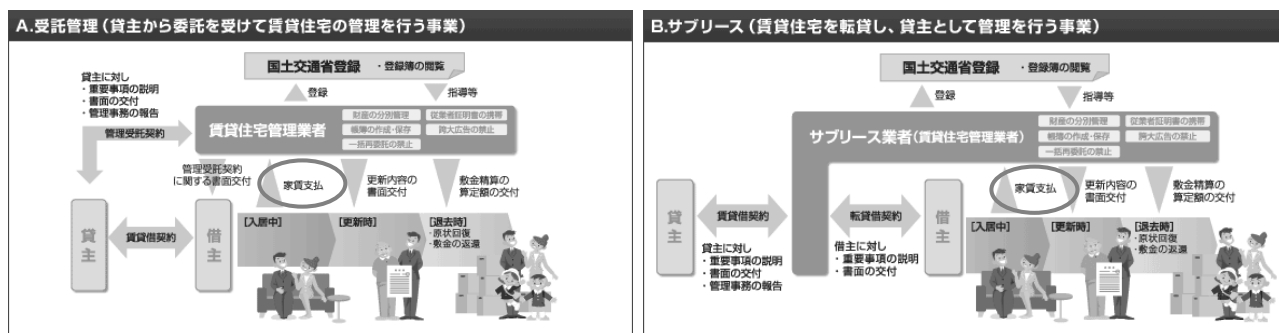
- 不動産賃貸業（貸家業・貸間業を除く）のうち、貸事務所業を主たる業とする事業者へのヒアリング等において下記の点が確認できた。
 - ・ 経済センサス活動調査においては、事業所の「主たる業種（最も売上げの大きい業種）」が不動産賃貸業であるため同業に分類されているが、現実には主業以外の事業として、「土地賃貸業」や「貸家業・貸間業」といった事業を行っているケースは多いと考えられる。
 - ・ 貸事務所業を営みながら、他の業（土地賃貸業等）を行うことも相当程度ある。



不動産賃貸業（貸家業・貸間業を除く）のうち、貸事務所業における対個人収入としては、「土地賃貸業」や「貸家業・貸間業」といった非課税取引の収入が多くを占めており、除外すべき。

不動産管理業について

- 不動産管理業を主たる業とする事業者へのヒアリング等において下記の点が確認できた。
 - ・ 対個人収入としては、管理物件における入居者からの家賃収入が多くを占めており、それらは非課税売上である。



➡ 不動産管理業における対個人収入としては、家賃収入(非課税)が多くを占めており、除外すべき。

医療・福祉について

- 医療機関の売上げは、主として社会保険診療の対象で非課税となっている
- 課税仕入れに相当する部分について、医療機関の費用構造は病院や診療所、診察科目などによっても異なり、都道府県ごとの非課税・課税仕入れの割合を把握することは現時点で不可能
- 介護サービスなど福祉事業についても同様

➡ 医療・福祉における売上げは、主として診療報酬や介護報酬の対象で非課税であり、除外すべき。

創設時の清算基準のカバー率の考え方

創設時の清算基準

| 清算基準の割合 | ウェイト | ウェイト (現行) |
|---|---------------|----------------|
| 「小売年間販売額 (商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額 (サービス業基本調査)」の合算額 | 6 / 8 (75%) | 30 / 40 (75%) |
| 「人口 (国勢調査)」 | 1 / 8 (12.5%) | 7 / 40 (17.5%) |
| 「従業者数 (経済センサス基礎調査)」 ※平成23年5月の清算までは「事業所・企業統計調査」 | 1 / 8 (12.5%) | 3 / 40 (7.5%) |

創設時の考え方

H3商業統計の調査期間がH2.7.1~H3.6.30、H1サービス業基本調査の調査期間がS63.7.1~H1.6.30であり、年度を跨いでいたことを踏まえたもの(創設時資料より)

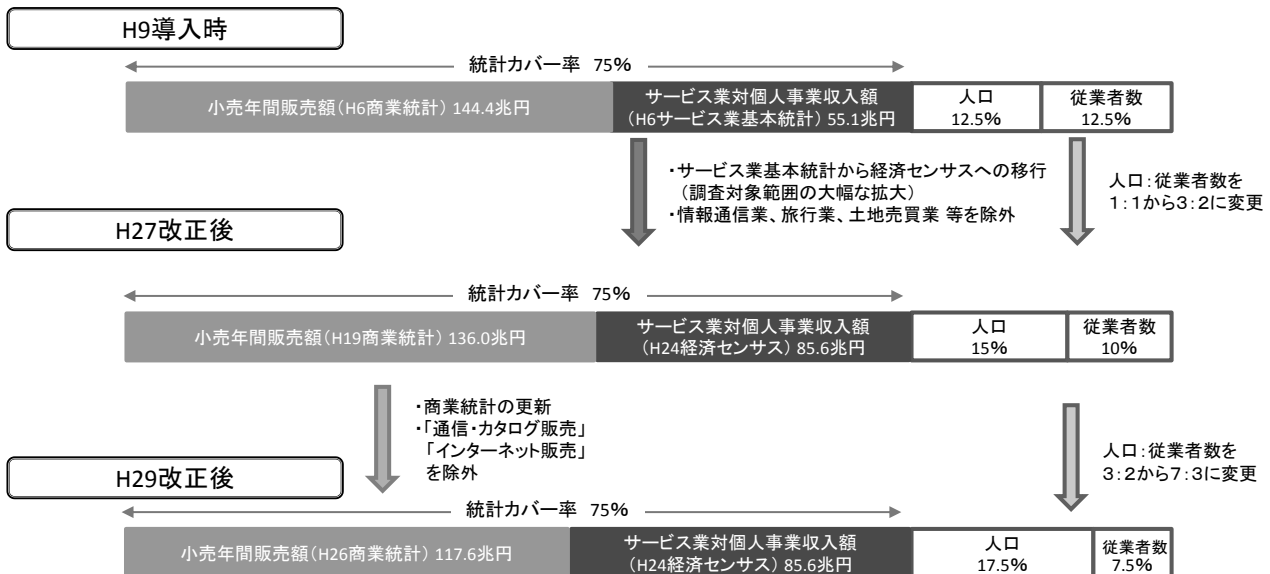
清算基準に係る 6 / 8 (75%) の根拠

| 国民経済計算の最終消費支出 | | | |
|------------------|---------|---|-----------|
| 商業統計 (H3調査) | 143.6兆円 | $\times \frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{2\text{年度 } 2,464,462\text{億円}}$ | = 159.1兆円 |
| サービス業基本調査 (H元調査) | 34.5兆円 | $\times \frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{63\text{年度 } 2,182,328\text{億円}}$ | = 43.2兆円 |
| 【指定統計で把握できる消費】計 | | | 202.3兆円 |

| | | |
|---|-------|-----------|
| ・平成5年度消費税込 (決算額) | 7.0兆円 | ① |
| ・平成6年度消費税込 (補正予算) | 7.2兆円 | ② |
| ・中小特例 | 0.6兆円 | ③ |
| $((\text{①}+\text{②}) / 2 + \text{③}) \div 3 / 103$ | | = 264.4兆円 |
| 【消費税の課税ベース】 | | |

| | | | |
|--------------|---------|---|-------|
| 指定統計で把握できる消費 | 202.3兆円 | = | 76.5% |
| 消費税の課税ベース | 264.4兆円 | ÷ | 75% |

統計カバー率の推移について



- ・ 地方消費税制度の創設以降、統計データの更新や除外等を行ってきたが、統計カバー率(75%)は変更していないところ。
- ・ 今回の統計データの利用方法の見直しについては、制度創設以来の抜本の見直しであることから、統計カバー率の再検討が必要ではないか。

統計のカバー外にあると考えられるもの

(単位:兆円)

| | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | O | P | Q | R | S | | |
|----------------------|-------|-----|--------------|------|-----|---------------|---|---------|---------|---------|------------|-----------------|-------------|---------------|------|--------------|-------|-------------|---------------|-----------|---|
| 日本標準産業分類 | 農業、林業 | 漁業 | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 建設業 | 製造業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 情報サービス業、インターネット付随サービス業 通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業 | 運輸業、郵便業 | 卸売業、小売業 | 金融業、保険業 | 不動産業、物品賃貸業 | 学術研究、専門・技術サービス業 | 宿泊業、飲食サービス業 | 生活関連サービス業、娯楽業 | 学校教育 | その他の教育、学習支援業 | 医療、福祉 | 郵便局 協同組合 | 政治・経済・文化団体、宗教 | 左以外のサービス業 | |
| 売上規模 (個人以外も含む) | 3.1 | 0.5 | 0.4 | 75.6 | 300 | 21.7 | 46.6 | 51.5 | 479 | 114 | 32.9 | 24.7 | 17.8 | 35.8 | 10.2 | 2.7 | 58.6 | 4.46 | 6.1 | 27 | — |
| 対個人事業 収入額 【現行】 | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | |

現在清算基準で使用しているもの
 対個人事業収入額が未把握のもの
 (※) H27年度改正により除外

既に除外済みのデータ

【H27改正で除外済】

- ・「情報通信業」(0.5兆円)
- ・「旅行業」(4.1兆円)

- (非課税・不課税取引であるもの)
- ・「土地売買業」(1.9兆円)
 - ・「土地賃貸業」(0.05兆円)
 - ・「貸家業、貸間業」(3.5兆円)
 - ・「社会保険事業団体」(3.6兆円)
 - ・「競輪・競馬等の競走馬、競技団」(1.7兆円)

【H29改正で除外済】

- ・「通信・カタログ販売」「インターネット販売」(計5.7兆円)

サービス業に係る調査対象の拡大について

**H6 サービス業基本調査
約55兆円**

| L サービス業(55.1兆円) |
|------------------|
| 72 洗濯・理容・浴場業 |
| 73 駐車場業 |
| 74 その他の生活関連サービス業 |
| 75 旅館、その他の宿泊所 |
| 76 娯楽業 |
| 77 自動車整備業 |
| 78 機械・家具等修理業 |
| 79 物品賃貸業 |
| 80 映画・ビデオ制作業 |
| 81 放送業 |
| 82 情報サービス・調査業 |
| 83 広告業 |
| 84 専門サービス業 |
| 86 その他の事業サービス業 |
| 87 廃棄物処理業 |

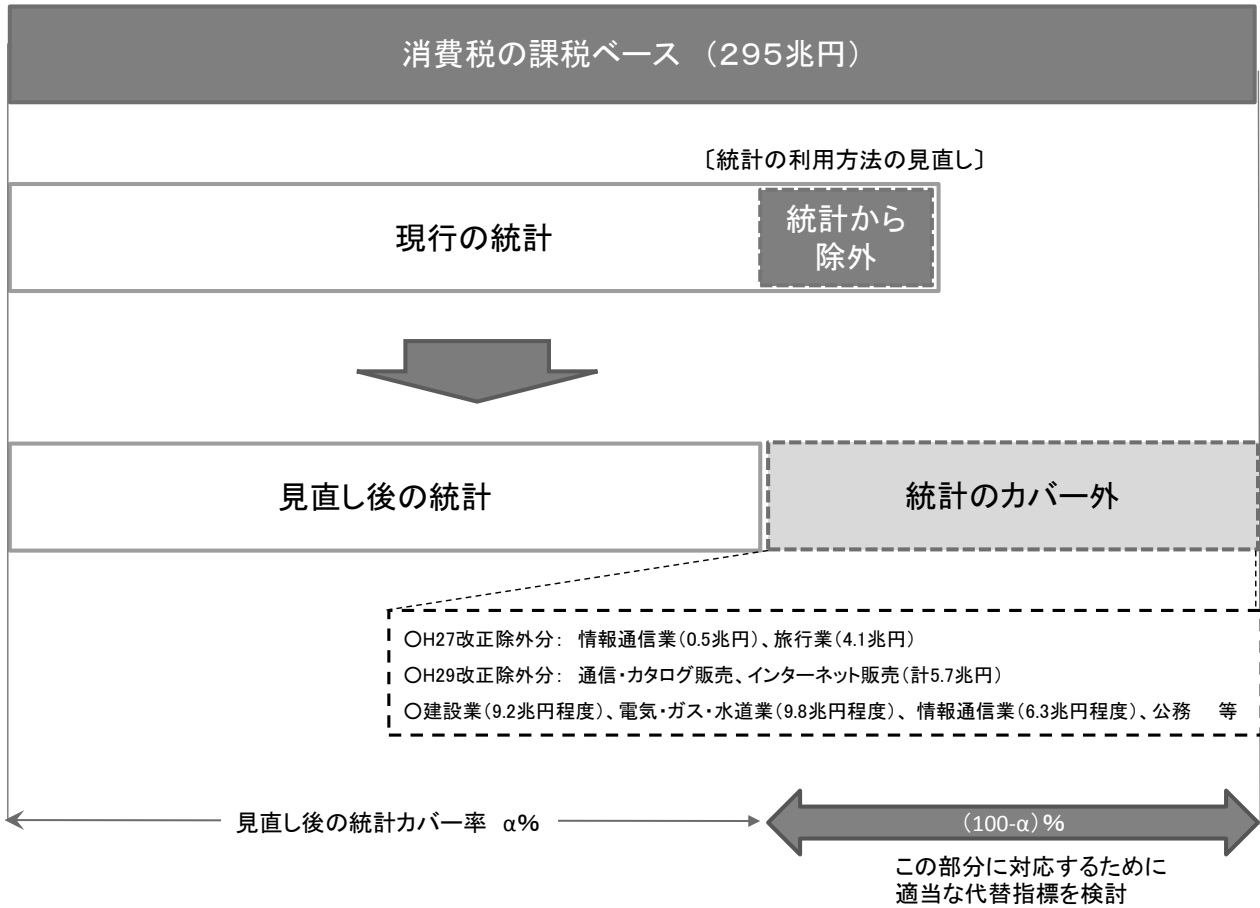
**H24 経済センサス活動調査
約101兆円**

| |
|--------------------------------|
| G 情報通信業(0.5兆円) |
| K 不動産業、物品賃貸業 (13.3兆円) |
| L 学術研究、専門・ 技術サービス業(1.6兆円) |
| M 宿泊業、飲食サービス業 (14.7兆円) |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 (32.0兆円) |
| O 教育・学習支援業(2.2兆円) |
| R サービス業(他に分類されないもの) (2.1兆円) |
| P 医療・福祉(34.7兆円) |

(地方消費税導入当時)

(現行)

統計カバー外の代替指標の検討



統計カバー外の主な業種

| 業 種 | 業界団体や所管省庁の統計 | 人口との相関係数 | |
|----------------------|---|-------------|----------|
| D 建設業 | 建築着工統計調査(国土交通省) :都道府県別・建築主別の建築工事費予定額のデータ | 0.948445 | |
| F 電気業等 (電気・ガス・水道) | ○電気・ガス エネルギー消費統計調査(経済産業省資源エネルギー庁) :都道府県別の対家庭部門の消費量のデータ ○水道 地方公営企業決算状況調査(総務省) :都道府県別の年間上下水道料金収入のデータ | 電気 | 0.993260 |
| | | ガス | 0.948333 |
| | | 水道 | 0.993152 |
| G 情報通信業 | NTTやNHKの公表資料 :都道府県別の契約数のデータ | 固定電話 通信業 | 0.976566 |
| | | 放送業 | 0.997340 |

(注) 国土交通省資料等を基に自治税務局作成。ガスは、エネルギー消費統計調査における都市ガスをさす。
NTTはNTT東日本・西日本資料、NHKは業務報告書より作成。